

# 協会の活動

発行:一般社団法人栃木県老人保健施設協会広報委員会

## 令和元年度 第2回職員研修会（特別委員会主催）

- 期日：令和元年10月17日Ⓢ
- 会場：とちぎ健康の森  
とちぎ健康づくりセンター 大会議室

### 働き方改革について

#### ～職員の笑顔を引き出す働き方改革～

栃木県老人保健施設協会特別委員会主催の副施設長、事務長、管理部長等幹部職員を対象とした第2回職員研修会が44名の職員の参加を得て開催された。

まず、冒頭に特別委員会の委員長である石川信大氏（富士山苑事務長）から挨拶があり、今回の台風19号による被災施設並びに被災された関係者に対し、お見舞いが述べられ、また、今般の職員研修会の開催趣旨の説明がなされた。

今回のメインテーマは「働き方改革」であり、①「働き方改革を推進するための関係法律」が、平成31年4月に施行されたことに伴い、それらの内容の理解促進とその取り組み方へのアドバイス等、また、令和元年6月に公布された職場におけるハラスメント対策等について、栃木労働局（行政サイド）から詳細な解説がなされた。

②「働き方改革を通じた笑顔かがやく職場づくり」と題し、グループワークを含む現場における実践的な

対応へのヒントを、朗（労ではなく、あえて「朗」）務コンサルタントの平松和子氏から各企業等における取り組みの実例を踏まえユーモアたっぷりに講話があった。

栃木労働局雇用環境・均等室の働き方・休み方改善コンサルタントで社会保険労務士の遠山恵一氏からは、法の概要（主に、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得について）の詳説があり、また、それらへの取り組み方の助言として、少しずつ一步一步、根気よく進めていくようにとの話があった。

同じく栃木労働局の雇用均等指導員の高瀬浩一氏からは、職場におけるハラスメントについて、マタハラ・セクハラ・パワハラ等の事例披露とともに、マスクミの餌食にならないためのヒント等が語られ、また、女性活躍推進法の考え方や介護休業関連の諸制度についても解説があった。

特に、介護休業制度については、われわれ施設の職員がその内容をつぶさに理解することで、老健利用者のご家族への助言も可能であり、お話をいただくことはいかがか？とのことであった。

休憩を挟んだ後の第二部は、名古屋市在住で全国各地で講演活動を行っている社会保険労務士の平松和子氏から、「笑顔」の効果、「一所懸命」だと知恵が出る、「プラスの発想」ですべてを考えましょう。等々ひとつひとつが今後の施設運営の中で有益と思われる話が多くあり、参加者各自が講師とやり取りをするなかで、その場ですぐ役立つヒントを得たように感じた。

8つの班に分かれたグループワーク「職場を笑顔にするために考えましょう」においても、各班前向きな討議が行われ、良い発表が相次いだ。

講師のまとめは、「朗務コンサルタント」から将来的には「朗夢コンサルタント」への改称……

素晴らしい講義を、16時ジャストに閉める！模範的で素晴らしい講師であった。

